



3伊教学第1379号
令和4年1月26日

伊達市立各小・中学校長様

伊達市教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、福島県教育委員会教育長より別紙写しのとおり通知がありました。

については、本市の「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応は、現時点で“レベル2”ではありますが、福島市に「まん延防止等重点措置」が適用され、県北地区の県立学校において学校の行動基準が“レベル3”に引き上げられたことを踏まえ、下記を参考に、各校において適切な感染症対策を行った上で学習活動を実施願います。

記

1 対象期間 令和4年1月27日（木）～令和4年2月20日（日）

2 対象期間における対応

（1）感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）については、停止すること。

【感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動】

※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22Ver.7）※2021.12.10一部修正」より

- 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

（2）不要不急の外出、都道府県間の往来は控えること。ただし、全国大会や進路に係る入学試験等への参加など、やむを得ない事情により往来する場合は往来後2週間の健康観察を徹底すること。

(3) 行事について

① 校内行事について

- 学校の実情に応じて校内行事の実施の可否について検討すること。
- 実施可能な場合
 - ・ 常時換気及び正しいマスク着用を徹底した上で、短時間で実施できるよう工夫すること。
 - ・ 児童生徒等の間隔は1m以上を目安に最大限の間隔をとるよう配置すること。
- 行事等において、保護者をはじめ、学校外の方の来校は遠慮していただくようする。やむを得ず保護者等が来校する場合は、分散する、広い会場で行う、短時間で行う等の感染対策を徹底すること。
- 実施が困難な場合
 - ・ できるだけ早く、行事の中止・変更等について保護者等へ連絡をすること。
 - ・ 実施予定だった行事の代替として、必要に応じて書面等で内容が理解できるよう資料等を準備すること。

② 対外的な行事について

- 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするとともに、移動中や会場での感染症対策を徹底すること。

(4) 部活動及び対外的な交流活動について

- ① 感染リスクの高い活動（上記（1）参照）を除いて実施すること。
- ② 平日・週休日ともに1時間程度の活動とし、準備・片付け及び会話の際はマスクを着用すること。
- ③ 昼食等を挟んでの活動は控えること。飲み物等の共有はしないこと。
- ④ 各種大会への参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。
- ⑤ 外部団体と交流する場合は、感染症対策の徹底について協力を求めること。

(5) 学校内における感染症対策について

① 健康観察の徹底

- ・ 検温等の健康観察を徹底し、体調不良者には休養するよう指導すること。
- ・ 児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。
- ② 給食時は、黙食を行う、対面にしない、換気を強化する等を徹底すること。
- ③ 教室や職員室では、対角線で常時換気すること。
- ④ 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底すること。

(6) その他

- ① 伊達市主催の研修会等については、伊達市職員行動指針に基づき、参加人数等を考慮し、延期または中止、資料等に代える場合があること。
- ② 感染拡大地域から規制・移動した家族や友人とやむを得ず一緒に過ごす場合や同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスクの着用などの対策を行うよう、保護者に協力を依頼すること。

（事務担当 学校教育課 主幹兼指導主事 芳賀沼真由美 電話 573-5833）